

文教委員会資料③

2 所管事務の調査（報告）

- (5) 令和6年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 令和6年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料1 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

こども未来局

(令和7年8月28日)

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
(令和6(2024)年度)

法人名(団体名)	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要	1 法人の事業概要 生活支援事業、自立促進事業 交流促進事業、地区母子寡婦福祉会の育成、研修会の開催、職業紹介事業、物資の販売並びに自動販売機及び売店の設置運営、調査研究事業、その他母子家庭等に対する総合的な支援等 2 法人の設立目的 母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とします。 3 法人のミッション 川崎市内の母子家庭及び寡婦の福祉のため地域で活動する地区母子寡婦福祉会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦に対する生活支援、自立促進対策を行うほか、母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査研究及び各種研修会の開催、啓発広報等の事業を行います。		
本市施策における法人の役割	当該法人は、母子父子寡婦福祉法に規定された市内唯一の母子、父子及び寡婦の福祉団体であり、長い歴史の中で母子父子寡婦福祉の専門知識を蓄積していることから、当該分野の本市施策の一部について受託団体として実施するとともに、市が実施に至っていない事業を自主事業として主体的に実施するなど、市の施策推進の一翼を担っています。また、9地区の福祉会を包含していることから、地域に密着した事業推進を可能としています。 一般財団法人に移行後も、法人の目的・趣旨には、公益性が強いため、母子・父子福祉団体として本市との施策上の関係性を維持し、「法人の自立化」と「施策上の役割強化」を両立させていきます。 また、母子・父子福祉団体は、生み出した収益を福祉に還元することが目的であるため、法人が生み出す収益を有効活用し、法人の事業拡充を図り、ひとり親家庭及び寡婦の支援を強化し、母子父子寡婦福祉の向上に還元していきます。		
	法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策 政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる 施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
		関連する市の分野別計画	第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(令和4年度～令和7年度)
現状と課題	1 現状 ・生活・就労相談事業における個々の相談内容については、ひとり親家庭となる経緯が様々であり、また新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化に伴い多様化しています。 ・ひとり親家庭については、その生活環境から職種や雇用条件等が特に限定されることもあり、依然厳しい雇用状況にあります。 ・地域活動については、長年における地域ネットワークを活用しながら実施しており、参加者の満足度も比較的高いです。 ・法人の収益事業の一つである川崎市南部斎苑及び川崎市北部斎苑で実施している売店事業については、新型コロナウイルスの感染拡大以降の社会状況の変化により、販売収益が大幅に悪化しています。 ・多様化するニーズや事案に対応するべく、更なる関係機関との連携、専門知識・能力の向上が求められています。 2 課題 ・ひとり親家庭における相談内容の多様化により、支援相談における対応が困難化しています。 ・ひとり親家庭における雇用状況が厳しい中、経済的自立に向けて、より効果的な就労支援が必要です。 ・効果的な地域活動を実施する一方、現在、若い世代の組織離れ等の傾向により、法人会員数が近年横ばい傾向です。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大以降、斎苑売店事業の収益が大きく悪化しており、法人の財産額が減少している状況を踏まえ、改善のための取組を早急に進める必要があります。 ・社会情勢が変遷するなかでひとり親家庭等を取り巻く現状を踏まえ、課題やニーズを把握した適切な対応を行うために、専門知識の習得と資質向上に努める必要があります。		
取組の方向性	1 経営改善項目 ・公益目的支出計画に基づき計画的な支出を進めながら、収益事業の収支改善を図り、将来に渡っての法人財産額の維持に向けて取組みます。 ・多様化するニーズや事案に対応するべく、外部研修への参加等により職員の資質向上を図ります。 2 連携・活用項目 ・生活相談や就労相談について、相談員の専門知識及びスキルの向上や関係機関との連携により、効率的かつ効果的な対応を行います。 ・生活支援や就労支援について、ニーズを捉えた講習を的確に実施しながら、利用者への効果的な支援を行います。 ・地域活動について、主に若い世代のひとり親家庭に向けた広報や交流事業を強化し、会員の確保や地域活動の活性化に繋げます。 ・ひとり親家庭等に関する専門知識や地域の情報等を共有し、市と法人双方の支援体制の連携・強化を図りながら、効果的に事業を進めていきます。 ・その他、国の動向や社会状況等を踏まえながら、適宜関係機関との連携・調整を行っていきます。		

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4力年計画の目標

- 1 施策の推進に向けた事業計画として、主に次の事業における取組を実施し、支援の効果等についての向上又は維持を図ります。
・生活支援事業において、生活相談の適切な対応や効果的な生活支援講座を実施することで、ひとり親家庭の生活力の向上を図ります。
・自立支援事業において、就労相談に対しては、ニーズに応じ関係機関と連携しながら適切に対応するとともに、効果的な資格や技能の取得に向けた就業支援講習を実施し、ひとり親家庭の将来の安定した自立の促進を図ります。
・地域活動推進事業において、会員確保に向けた取組や地区母子寡婦福祉会を通じた地域活動や交流を促進し、地域力の向上を図ります。
- 2 経営健全化に向けた事業として、主に斎苑の売店事業等の収益事業において、法人の事業執行や運営に必要な収益の確保を図ります。
- 3 業務・組織に関わる計画として、主に法人職員の専門意識の向上やスキル習得等の取組を推進し、法人組織の支援体制の強化を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2024)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の方 向性 (※4)
①	母子家庭等生活支援事業	生活相談件数	972	995	1,182	件	a	A	I
		講座受講者数	629	455	711	人	a		
		講座受講者の満足度	90.0	91.5	99.0	%	a		
		事業別の行政サ ビスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	14,361 (14,361)	14,930 (14,930)	17,124 (17,124)	千円	3)	(2)
②	母子家庭等自立支援事業	就労相談件数	2,387	2,545	2,804	件	a	C	II
		講座受講者数	1,090	1,370	1,058	人	c		
		就労支援に係る講座の受講者等の就 労決定率	80	79	85	%	a		
		事業別の行政サ ビスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	21,540 (21,540)	22,395 (22,395)	25,686 (25,686)	千円	3)	(2)
③	母子家庭等地域活動推進事 業	会員数	493	610	466	人	c	C	II
		事業参加者数	2,309	2,710	2,236	人	c		
		地域活動への評価	90.0	91.5	96.3	%	a		

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2024)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	収益性の確保	経常収支比率	90.8	97.4	103.0	%	a	A	II
		正味財産の推移	89,318	82,660	92,436	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2024)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	事務執行体制の確保	外部研修への参加(延べ人数)	22	20	24	人	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和5(2023)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

生活支援事業・自立支援事業は、母子・父子福祉センター事業においても特に重要な役割でもあると認識し、引き続き事業推進と改善に取り組んだ結果、目標値を概ね上回ることができました。

地域推進事業については、特に会員総数については目標と比較して厳しい数字が続いておりますが、引き続きイベントの実施等の活動を活発に行うことで、会員・イベント参加者の増加につなげてまいります。

収益事業については、令和6年度が斎苑売店事業の受託が最終年度にあたりますが、自動販売機の売上増にも取り組んだほか、斎苑を含めた全体での黒字を継続し着実に財産状況を改善しました。

業務執行体制の確保については実績値を維持することができたため、引き続き職員の積極的なスキルアップができる環境整備にも取り組んでまいります。

【令和6(2024)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

本市からの委託事業である生活支援事業・自立支援事業については、いずれも目標値を概ね達成しており、生活支援・就労支援ともに、課題や不安を抱えた方々に対し丁寧かつ寄り添った対応を行っており、本市が母子・父子福祉センター事業に求める役割を果たしており、高く評価します。

地域活動推進事業については、特に会員数が伸び悩んでいるところですが、若い世代を含めた活発な活動により、新たな会員の獲得にも繋がっているため、ひとり親家庭の交流や地域活動の場としての役割に今後も期待します。

収益事業については、今年度が受託最終年度となる斎苑売店事業は在庫品の売却等を行ったことから黒字となり、引き続き全体でも黒字となりました。収益の柱である自動販売機設置事業についても収益増に向けて地道に取り組んでいるため、今後も法人の地域活動の活発化のため収益確保に努めることを期待します。

業務執行体制の確保についても、引き続き目標を達成しているため、職員がスキルの向上に意欲的に取り組めるような環境づくりも進め、本市の委託事業である生活支援事業・自立支援事業の質の向上につながることを期待します。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①（令和6（2024）年度）

事業名	母子家庭等生活支援事業
計 画（Plan）	
現状	・生活相談については、相談内容が多様化しており、相談者のニーズを正確にくみ取り、市内の関係機関とも連携しながら、適切な支援に繋げる対応が求められています。 ・講座受講者数については、利用の需要もあって一定の実績があるものの、社会状況の変化を踏まえたニーズを捉え、講座内容の検討、見直しを行う必要があります。
行動計画	・生活相談件数については、対象世帯の利用促進につながる広報活動を行い、相談者に寄り添いながら適切な相談対応により、相談件数の増加を図ります。 ・経済的自立に向けた就労支援講座に重点を置くことにより、生活支援講座の開催数は削減しますが、ニーズを捉えた講座開催に努めることで、引き続き参加者の促進を図ります。 ・講座内容について、ニーズに沿いながら随時見直すことで、受講者の満足度の向上を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ・様々な生活や子育てに関する相談や問合せに対応するとともに、支援員を派遣し家事・育児等の支援を行う日常生活支援事業については、特に困難な状況の家庭からの利用希望もあることから、丁寧な利用調整に取り組み、区役所等の関係する支援機関とも連携して適切な支援に繋がります。また、ニーズの高まりが続いている弁護士による法律相談については、事前・事後に丁寧な聞き取りやフォローを行うことで、相談の円滑な進行に寄与します。 【指標2関連】 昨年度に受入数を増やした弁護士による法律相談は、今年度も同じ受入数を継続します。また、子どものための離婚講座についてはハイブリッドでの開催を継続するとともに、母子・父子福祉センターを現地会場とした開催のほか、支援機関からの要望を受け、川崎区役所を会場とした開催日程を用意します。さらに健康講座についても会場の活用を工夫することで実施回数を増やします。 【指標3関連】 ・子どものための離婚講座、養育費セミナー、健康講座等の内容について、利用者からの御意見等を参考にしながら改善に取り組んで実施します。

実施結果（Do）	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 支援員を派遣し家事・育児等の支援を行う日常生活支援事業について、要支援家庭への支援のため、支援機関と連携した利用調整対応のほか、法律相談利用者の事前整理やアフターフォローを実施しました。 【指標2関連】 年間2回実施した離婚講座について、会場参加のニーズを踏まえて新たに川崎区役所で開催したほか、ヨガ等の健康講座の定員数の増加や、親子で楽しめるひとり親向けイベントも継続して実施しました。 【指標3関連】 講座等の受講者でアンケート回答者全体のうち99%が満足したと回答し、さらにそのうち55%がとても満足したと回答しており、利用者のニーズに沿ったものを実施できました。

評価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	生活相談件数		目標値		945	970	995	1,020	件
	説明	ひとり親家庭等の生活支援のために実施する相談事業における延件数	実績値	972	1,253	1,190	1,182		
2	講座受講者数		目標値		435	445	455	465	人
	説明	ひとり親家庭等の生活力の向上を促すために実施する生活支援講習会の受講者延人数	実績値	629	442	493	711		
3	講座受講者の満足度		目標値		90.5	91.0	91.5	92.0	%
	説明	生活支援に関する講座受講者の満足度 ※R4年度の個別設定値:85.5%(現状値の95%)	実績値	90	97.1	94.9	99.0		
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度			a						
指標3 に対する達成度			a						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
指標1は、日常生活支援事業における調整対応が一時的に少ない時期があったため、令和5年度に比べ相談件数は減少しましたが、日常生活支援事業への問い合わせや困難ケース利用に係る支援の相談が増え、目標値を上回りました。 指標2は、各種講座等の実施については令和5年度から継続しながら、ニーズの高い弁護士による法律相談や健康講座の利用者の増加により、令和5年度実績を上回り目標値も上回りました。 指標3は、講座受講者の満足度は99%となり目標を達成し、受講者にとってニーズに沿った内容を実施できました。									
本市による評価	達成状況		区分		区分選択の理由				
			A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		A ・指標1「生活相談件数」の目標値を上回ったため。また、内容についても弁護士相談利用者へのフォローや、日常生活支援事業における要支援家庭への丁寧な利用調整を粘り強く行っているもので、ひとり親家庭の支援に貢献しているといえるため。 ・ニーズの高い各種支援を実施したことで、指標2「講座受講者数」の目標値を上回ったため。 ・指標3「講座受講者の満足度」が目標値を上回っており、利用者のほとんどが満足する内容の支援を提供しているといえるため。				

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値		14,361 (14,361)	14,930 (14,930)	15,234 (15,234)	17,124 (17,124)	
行政サービスコスト に対する達成度			3)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
当該事業は市の受託事業であり、市からの委託料総額を「母子家庭等生活支援事業」と「母子家庭等自立支援事業」で案分することで行政サービスコストとしています。令和6年度は、近年の人件費の高騰を受け、人材確保の観点から職員給与の増額を行ったほか、相談対応の件数増加にあわせ非常勤職員を1人増員したことによりコストが増加し、目標値を超過しました。									

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分		区分選択の理由	
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	行政サービスコストは目標値を下回ったものの、施策推進に関する指標1～3の目標値を上回っているだけでなく、利用者により寄り添った丁寧な対応を行っており、ひとり親家庭の生活支援に貢献しているため。	

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	方向性の具体的内容	
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I.	・引き続き、様々な生活や子育ての課題に係る問合せ・相談に対応しながら、日常生活支援事業や弁護士相談の利用者等、特に課題や不安を抱えるひとり親家庭に寄り添い、丁寧に対応を行います。 ・離婚前の方も含めた支援やその他の生活支援講座について、令和6年度のアンケート結果等をふまえて改善しながら新たな講座の実施や、弁護士相談の拡充を進めます。 ・講座内容や実施方法等、必要な改善に取り組むことで利用者満足度の維持・向上を図ります。
	II.	

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②（令和6（2024）年度）

事業名	母子家庭等自立支援事業
計 画（Plan）	
現状	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就労に関する相談件数は大きく増加しており、将来の安定した自立に向けて、社会情勢を踏まえ効果的に対応することが求められています。 ・就労支援講座では、ニーズに合わせた講座を実施し、受講実績を上げていますが、ひとり親家庭の経済的自立を効果的に支援し、就労に繋げるためには、今後も社会情勢を注視し、ニーズに的確に対応し、新たな講座の開拓・実施に努める必要があります。
行動計画	・就労相談については、市内の関係機関と連携しながら、引き続き効率的かつ効果的な対応を行います。母子・父子自立支援プログラム策定対象者に対しては、資格の取得から就業まで継続して支援を行い、ひとり親家庭等の確実な自立につなげていきます。 ・就業を取り巻く社会状況や企業ニーズ等を分析・把握しつつ、就業に結びつきやすい資格の取得に向けた講座を実施するとともに、生活支援講座から就労支援講座に重点を移すことで、講座実施回数やオンライン講習について拡大を進めながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・自立を目指すひとり親家庭に対して、就労相談における対応や資格取得の支援を適切に行うとともに、関係機関とも連携しながら、就労支援を受けたひとり親等（講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等）の就労決定率の増加を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ・相談や問合せに対し、その方のニーズを聞き取り、就労やステップアップにつながるよう支援制度や各種講座の情報提供を行います。また、サン・ライブで実施する講座受講者等に対しても、受講終了後も随時連絡を行い、状況の把握とともに関係する情報の提供等のアフターフォローを実施します。 【指標2関連】 ・例年実施している看護師対策講座の実施方法を見直し日程を縮小し、代わりにExcel上級講座の夜間コースを、令和5年度に中級コースを受講した方向けに新たに実施します。また、「ひとり親家庭のための働き方講座」については引き続きオンラインでの受講も可能にして実施します。 【指標3関連】 ・自立支援プログラム策定者や講座受講者に対して、確実な就労やステップアップに向けた丁寧なアフターフォロー・継続的な支援を行うことで、就労決定率の向上を図ります。特に、高等職業訓練促進資金については、神奈川県独自の補助により保育士・看護師・介護福祉士を目指す場合に上乗せの給付を実施することから、自立支援プログラム策定時から、相談者の話を丁寧に聞き本人の希望を踏まえながらも、これらの制度を有効に活用して、将来の生活の安定につながるよう適切なアドバイスや情報提供による支援を行います。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 就労相談や講座に関する問い合わせ対応やハローワーク等関係機関との連携のほか、給付金を活用した資格取得の相談受付等を行いました。また、利用者へのアフターフォローを兼ねた状況確認を行い、必要に応じてセミナー等の情報を提供することで効果的な就労支援につながるよう取り組みました。 【指標2関連】 ワード・エクセル・パワーポイント等のパソコン講座や、ファイナンシャルプランナー等の資格取得講座等、令和5年度に実施した講座を継続しながら、広くニーズに応えられるよう、新たに初心者向けタイピング講座や一部講座の夜間開催も充実させました。「ひとり親家庭のための働き方講座」等、就労のステップアップを考えている方が自立に向けた一歩を踏み出せるよう、就職や転職に活かせる情報等を提供するセミナーも実施しました。 【指標3関連】 ・自立支援プログラム策定者や講座受講者に対しては利用者へのアフターフォローを兼ねた状況確認を行い、関係する講座や制度の案内等を行い、利用者の就労を支援しました。 資格取得等を目指す方が活用できる各種給付金等の利用を希望する方に対して、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえ、自立支援プログラムの策定を行いました。特に、学校等に通り資格を取得する際に給付が受けられる「高等職業訓練促進給付金」について、神奈川県独自の補助により、保育士・看護師・介護福祉士に上乗せの給付を開始し、本人の希望を踏まえながらも、将来の自立に繋がるよう適切なアドバイスや情報提供による効果的な支援実施を行いました。
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	就労相談件数		目標値		2,475	2,510	2,545	2,580	件
	説明	ひとり親家庭等の親から相談を受け、就労に関する助言や情報提供等を行った延件数	実績値	2,387	3,045	2,517	2,804		
2	講座受講者数		目標値		1,310	1,340	1,370	1,400	人
	説明	ひとり親家庭等の親の就業・自立に向けて、資格や技能の取得のために実施する講座の受講者延人数	実績値	1,090	1,532	1,267	1,058		
3	就労支援に係る講座の受講者等の就労決定率		目標値		75	77	79	80	%
	説明	就労支援に係る講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等が就労につながった割合 ※R7年度の個別設定値:76.0%(現状値の95%)	実績値	80	88	86	85		
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度			c						
指標3 に対する達成度			a						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
指標1は、就労に関する相談対応や、各種制度・セミナーの情報提供を行ったことで令和5年度から増加し、目標値も上回りました。 指標2は、令和5年度から継続して実施しながら、夜間開催も新たに開催し、一定の参加者は確保したところですが、各種セミナーの参加者数が伸びず、目標値を下回りました。 指標3は、令和6年度の各種講座受講者や母子・父子自立支援プログラムの策定者等の状況を確認した結果、3月末時点で多くの方が就労状況に改善や継続ができていく状況であり、目標値を上回りました。									
本市による評価	達成状況		区分		区分選択の理由				
			A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあがるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		C ・指標2の講座受講者数は目標を未達であったが、指標1は目標を上回っており、就労支援で関わった方に対して、丁寧かつ寄り添った対応を行い、チャレンジするひとり親家庭に対する効果的な支援に繋がっており、その結果指標3の目標達成につながっているといえるため。				

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	21,540 (21,540)	22,395 (22,395)	22,851 (22,851)	25,686 (25,686)		
行政サービスコスト に対する達成度		3)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
当該事業は市の受託事業であり、市からの委託料総額を「母子家庭等生活支援事業」と「母子家庭等自立支援事業」で案分することで行政サービスコストとしています。令和6年度は、近年の件費の高騰を受け、人材確保の観点から職員給与の増額を行ったほか、相談内容や制度の複雑化に対応するため非常勤職員を1名増員したことによりコストが増加し、目標値を超過しました。									

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分		区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	行政サービスコスト及び指標2が指標を下回っているが、利用者に対してはアフターフォローを含め寄り添った対応を行うとともに、必要に応じた情報提供も積極的に行い、効果的な就労支援につながるよう取り組んでいる。これにより施策推進に関する指標2点が目標値を上回っており、本市施策に貢献している。

改善 (Action)		
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II ・資格取得の講座やセミナーについて、よりニーズに沿った内容となるよう見直しを行うとともに、開催方法についてはオンライン併用での実施を増やす等、受講者の利便性を高めることで受講者数の増に繋げてまいります。 ・利用者に対しての丁寧な相談対応や情報提供も引き続き継続することで、ステップアップに向けてチャレンジするひとり親家庭を支援します。 ・高等職業訓練促進給付金について、保育士・看護師・介護福祉士に上乗せの給付が行われる神奈川県の独自補助が継続されるため、引き続き、本人の希望を踏まえながらも、将来の自立に繋がるよう適切なアドバイスや情報提供に努めてまいります。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③（令和6（2024）年度）	
事業名	母子家庭等地域活動推進事業
計 画（Plan）	
現状	・会員数については、若い世代の組織離れ等の傾向により近年横ばいの傾向にあります。 ・事業参加者数については、コロナ禍の影響をうけ減少しているものの、交流の機会となる取組や支援を実施することにより、一定の参加実績があります。
行動計画	・会員数については、若い世代に対する広報活動を特に行うとともに、当該世代のニーズを把握しつつ、新たな会員獲得に向けた取組について検討しながら、新規会員の獲得を図ります。 ・事業参加者数については、会員等のニーズ等も踏まえつつ、幅広い年代の声が幅広く取り入れられるように、協議会の事業運営のあり方について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・会員ニーズを把握し、取組内容について適宜検討、見直し、地域活動への評価値の向上を図ります。
具体的な取組内容	【指標1、2関連】 ・食料支援を行っている団体と連携し、支援場所としてサン・ライヴを活用することで、多くのひとり親家庭が来場することのきっかけとし、この機会を捉えて会の広報を積極的に行います。特に子どもが小学生以下の世帯は、親子で参加できるイベントが魅力的であり、入会のきっかけにもなるので、バーベキューや遠足といった企画を広報にも活用することで新規会員の確保を図ります。また、子どもが20歳を超えている寡婦会員向けにも、交流会等をきっかけとして関わり合いを増やすことで会員の定着に繋がります。これにより会員数を増加させるとともに、活動への参加者数の増加を目指します。 【指標3関連】 ・地域活動への評価は高い値を維持しているため、引き続き地区会の役員を中心に、様々な会員の意見も取り入れながら活動を実施することで、評価値の維持を目指します。また、令和5年度の会員アンケートに寄せられた意見結果についてもフィードバックし、今後の活動への参考にしていきます。

実施結果（Do）	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 子どもの成長や親の加齢を理由として退会された方がいるものの、子どもが20歳未満の会員が237人、子どもが20歳を超えている会員が229人となり、会員総数は合計466人となりました。新規会員の獲得に取り組み、サン・ライヴへの来場者への広報や親子で参加できるイベントへの参加をきっかけとして、20歳未満の子どものいる会員が新たに45人入会しました。 【指標2関連】 20歳未満の子どものいる会員らにより親子で参加できる「クリスマス会」や「バーベキュー大会」、「金沢動物園ツアー」等のイベントを精力的に開催したほか、寡婦による大正琴等のサークル活動も実施しました。また、勉強会・報告会等の協議会の運営に係る活動においても、積極的に若い世代に働きかけたことで多くの参加がありました。また、寡婦のサークルの参加者減により、延べ参加者数は2,236人となり昨年度から減少しました。 【指標3関連】 令和6年度の活動内容について、地区会へのアンケート結果で96.3%が満足したと回答しており、活動に参加している会員からは好意的な評価を受けています。

評 価（Check）		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
本市施策推進に関する指標								
1	会員数	目標値	493	590	600	610	620	人
	説明 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の会員数(母子家庭及び寡婦)	実績値		486	461	466		
2	事業参加者数	目標値	2,309	1,320	2,650	2,710	2,770	人
	説明 母子寡婦福祉協議会会員相互の交流促進のため、実施している地域活動の参加者数	実績値		2,591	2,394	2,236		
3	地域活動への評価	目標値	90	90.5	91.0	91.5	92.0	%
	説明 地域活動に対する各地区会の評価値 ※R4年度の個別設定値:85.5%(現状値の95%)	実績値		93.5	93.1	96.3		

指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	C	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1は、サン・ライブでの広報やイベント実施から新規会員加入につながり、会員総数は令和5年度から増加したものの、目標値には届きませんでした。
指標2は、特に親子で参加できるイベントを精力的に実施し、多くの会員の参加に繋がりましたが、実績値は目標値の82%程度にとどまりました。
指標3は、地区会の役員を中心としたアンケートの結果により、回答者のうち96.3%が活動内容に満足したと回答しており、好意的な評価を受け目標を上回ることができました。

本市による評価	達成状況	区分		区分選択の理由
			C	・成果指標1・2は目標達成に至らなかったものの、若い世代を含め積極的に活動しており、活動をおして多くの新規会員の加入にもつながっており、子どもの年齢によらず、ひとり親同士の交流の機会を生み、地域の繋がりを維持することに貢献している。これによる会員からの活動への評価満足度が高いため、一定の成果があったものといえる。
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った			

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		－	－	－	－	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	－	－	－	－	－	
行政サービスコスト に対する達成度			1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本市による評価

費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善(Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	イベント等への参加をきっかけとして新規入会や定着に繋がっているため、特に会員数の増加に向けて、魅力的なイベントの実施とともに、会の活動についてより広く知ってもらえるよう、引き続き子育て中のひとり親を中心に広報を行います。また、会員の積極的な活動を応援できるよう、市内企業等からの食品支援獲得等についても機会を捉え取り組んでまいります。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和6(2024)年度)

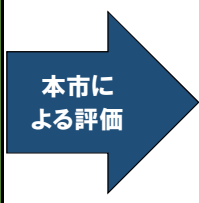
項目名	収益性の確保
計 画（Plan）	
現状	昨今の葬儀の簡素化の風潮に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、特に斎苑売店事業の収益が悪化していることに伴い、法人財産が大きく減少しています。公益目的支出計画により令和9(2027)年度末までに約55,000千円の支出が必要であることから、今後基本財産額を計算上下回る可能性を考慮し、安定した収益の確保に向けた取組を進める必要があります。
行動計画	公益目的支出計画を踏まえた適正な支出を継続しながら、収益性を確保するため、次の事項に取り組みます。 ・自動販売機設置事業について、既設置分の計画的な入札により手数料等の増収を図りながら、新たに開設する施設に対しても、機会を捉えて新規設置を進めます。 ・斎苑の売店事業については、斎苑の指定管理者とも協議のうえ、運営方法の見直しによるさらなるコスト削減を進め、収益の改善を図ります。
具体的な取組内容	【指標1、指標2関連】 公益目的支出計画による財産の支出を見越しながら、特に収益事業について以下の取組を実施し、公益目的支出を継続しながら、安定した経常収支比率と法人財産の維持に取り組みます。 ・斎苑売店事業は、令和6年度が最後の受託年度を予定しているが、引き続き指定管理者に協力し、人件費等の削減を継続することで赤字額の縮小を目指して運営します。 ・自動販売機設置事業については、今後の安定した収入源として重要であるため、売上向上に繋がる取組として、売上の大きい筐体への電子マネー導入提案といった取組についても検討します。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 ・自動販売機設置事業については、令和6年度までに実施した手数料の見直しのための入札による収益増、川崎市役所本庁舎に移転した自動販売機に電子マネーを導入したことでの売上増により、昨年度比+1,357千円になりました。 ・斎苑売店事業については、最低賃金の底上げで人件費が増加したものの、在庫品の売却等を行ったことから黒字となりました。なお、売店の受託は令和6年度までで終了することとしました。 【指標2関連】 収益事業全体での黒字を確保しながら、公益目的支出計画に基づく支出として母子家庭等地域活動推進事業に係る支出を行い、法人財産を維持することができました。
---------------	---

評 価（Check）

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率	目標値		92.3	98.2	97.4	96.7	%
	説明 事業活動の結果である経常収益と、それに費やした経常費用の割合 ※R7年度の個別設定値:86.3%(現状値の95%)	実績値	90.8	98.9	101.8	103.0		
2	正味財産の推移	目標値		78,025	85,593	82,660	79,027	千円
	説明 出捐者から受け入れた指定正味財産額と、本業から得られた過年度経常収支差額の合計額	実績値	89,318	87,827	89,186	92,436		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満	
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載	
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)			
指標1の経常収支比率については、自動販売機設置事業の売上が増加したこと等により収支が黒字となり目標を達成しました。指標2の正味財産の推移についても、公益目的支出を継続しながら財産を確保することができ、目標を達成しました。			
	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 指標1、2ともに目標値を上回り、一定の収益維持と公益目的の支出を継続しながら、法人財産の状況は改善することができている。
改善(Action)			
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	・自動販売機設置事業については、安定した売上と収益を維持しているため、引き続き確実な収益増に取り組みます。 ・斎苑売店事業については、売店の売上のみによる収益の黒字化は困難であると判断し、令和6年度で受託を終了しました。 ・公益目的支出については、財産を維持しながら一定の支出を継続していきます。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

3. 業務・組織に関する取組①（令和6（2024）年度）

項目名	事務執行体制の確保
計 画（Plan）	
現状	・近年、ひとり親等となる経緯が多様化し、様々な課題を抱えている家庭も多く、支援を実施するにあたっては、高い対応能力が必要となるケースがあります。
行動計画	・ひとり親家庭等の変化や取り巻く社会情勢が変遷する中、多様化するニーズや事案に対応できる専門知識、スキルの向上を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ・職員のスキルアップに繋がる研修への積極的な参加のため、業務に関係する幅広い分野の研修受講を勧奨するとともに、日々の業務に十分に対応しながら、意欲的に研修へ参加できる環境を整えるため、職員の待遇向上と業務体制の整備にも取り組みます。 ・サン・ライヴ業務において有効な社会福祉士等の資格については、給与の増になる点を職員に周知し、引き続き積極的な取得について勧奨していきます。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 生活困窮者への就労支援に係る研修、自閉傾向のある児童のいる家庭への支援についての研修といった、業務に関係する様々な分野の講義等を各担当が受講し知識の向上に努めました。 また、資格取得の勧奨を行ったことにより、職員1人が取得に向けて取り組み、社会福祉士の資格を取得しました。
---------------	---

評 価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	外部研修への参加(延べ人数)		目標値		20	20	20	20	人
	説明	専門知識の習得やスキル向上を図るため、各種研修会に参加した職員数	実績値	22	14	21	24		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
実業務に関連する講義やセミナーについて、業務の合間に意欲的に受講することに努め、目標値を達成しました。									

本市による評価

達成状況

区分

区分選択の理由

- A. 目標を達成した
 B. ほぼ目標を達成した
 C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
 D. 現状を下回るものが多くあった
 E. 現状を大幅に下回った

A

業務を継続しながらも関連する知識の獲得やスキルアップにも積極的に取り組み指標の目標を達成したため。

改 善（Action）

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	・就労支援に係る給付金等の制度拡充や、利用者が取得を目指す資格の多様化、要支援家庭等へ関わる機会の増加など、職員には新たな知識の吸収やスキルアップも重要となるため、関係する研修の受講勧奨とともに、日々の業務に対応しながら受講する機会を確保できるよう、安定した業務体制の継続にも引き続き取り組んでまいります。 ・サン・ライヴ業務において有効な資格は、取得による待遇の向上にもつながるため、引き続き職員の積極的な取得について勧奨し、取得に向けた意欲向上にもつなげてまいります。

法人(団体名)			一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会			所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室					
●法人情報												
(1)財務状況												
収支及び財産の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)											
	経常収益		79,814		91,863		103,819		117,648			
	経常費用(事業費)		85,744		90,343		99,463		111,909			
	経常費用(管理費)		2,134		2,554		2,538		2,368			
	うち減価償却費		280		279		242		249			
	当期経常増減額		△8,064		△1,033		1,819		3,372			
	経常外収益											
	経常外費用											
	税引前当期一般正味財産増減額		△8,064		△1,033		1,819		3,372			
	当期一般正味財産増減額		△8,064		△1,033		1,819		3,372			
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)											
	当期指定正味財産増減額		5,000		△458		△459		△122			
	正味財産期末残高		89,318		87,827		89,186		92,436			
	総資産		93,862		92,395		96,663		99,847			
	流動資産		50,015		49,285		54,254		56,816			
	固定資産		43,847		43,110		42,409		43,031			
	総負債		4,544		4,568		7,477		7,411			
貸借対照表	流動負債		4,544		4,568		7,477		7,411			
	固定負債											
	正味財産		89,318		87,827		89,186		92,436			
	指定正味財産		5,000		4,542		4,083		3,961			
一般正味財産		84,318		83,284		85,103		88,475				
主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	経常収益	事業収益	78,550		90,676		102,059		114,348			
	経常費用	人件費(事業費＋管理費)	45,103		43,962		44,691		48,588			
	総資産	現金預金	46,429		44,552		49,172		51,384			
	総負債	有利子負債(借入金＋社債等)										
本市の財政支出等(単位:千円)			令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
補助金												
負担金												
委託料			37,074		38,595		39,749		44,325			
指定管理料												
貸付金(年度末残高)												
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)												
出捐金(年度末状況)			15,000		15,000		15,000		15,000			
(市出捐率)			42.6%		42.6%		42.6%		42.6%			
財務に関する指標			令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
流動比率(流動資産／流動負債)			1100.6%		1078.8%		725.6%		766.7%			
有利子負債比率(有利子負債／正味財産)												
経常収支比率(経常収益／経常費用)			90.8%		98.9%		101.8%		103.0%			
正味財産比率(正味財産／総資産)			95.2%		95.1%		92.3%		92.6%			
経常費用に占める市財政支出割合 (〔補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料〕／経常費用)			42.2%		41.5%		39.0%		38.8%			
経常収益に占める市財政支出割合 (〔補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料〕／経常収益)			46.5%		42.0%		38.3%		37.7%			
法人コメント							本市コメント					
現状認識				今後の取組の方向性				本市が今後法人に期待することなど				
斎苑売店事業については、収益の増加が見込めないことから令和6年度で事業を終了し、在庫品等も適切に処分することで最終年度は事業単独で黒字となりました。 自動販売機設置事業について、手数料の見直しや電子マネー導入の効果による売上増により収益が増加しました。				将来的な収益確保に向けて、安定した収入源となる自動販売機設置事業については、新たに開設する施設等に対しても機会を捉え新規設置を進め、設置台数増加の取組を行ってまいります。 今後も、公益目的支出を計画的に進めながら、将来に渡っての法人財産額の維持に向けて取組みます。				公益目的支出を計画的に進めながら、収益事業である自動販売機設置事業については、設置台数の増加のため引き続き指定管理施設等への設置の機会を捉え関係部署に働きかけを行い、将来に渡って安定した収益確保と財産の維持に向けた取組を期待します。				
(2)役員・職員の状況(令和7年7月1日現在)												
		常勤(人)			非常勤(人)							
		合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)					
役員		0	0	0	11	0	0					
職員		1	0	0	9	0	2					
【備考】												
●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解												
・理由												
・今後の方向性												

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和6年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価**となるものであり、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、**社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「**行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会**」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「**出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針**」に改めました。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしました。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことに主眼があるため**、その実施を担保する取組評価となっています。

・すなわち、取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4か年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の**各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和6(2024)年度)									
法人名(団体名)		所管課							
経営改善及び連携・活用に関する方針									
法人の概要									
本市施策における法人の役割									
現状と課題									
取組の方向性									

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組 4か年計画の目標									
1. 本市施策推進に向けた事業取組									
年度	事業名	指標 (令和6年度)	指標 (令和7年度)	指標 (令和8年度)	指標 (令和9年度)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)
2. 経営健全化に向けた取組									
年度	項目名	指標 (令和6年度)	指標 (令和7年度)	指標 (令和8年度)	指標 (令和9年度)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)
3. 業務・組織に関する取組									
年度	項目名	指標 (令和6年度)	指標 (令和7年度)	指標 (令和8年度)	指標 (令和9年度)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)

法人及び本市による総括									
[令和5(2023)年度取組評価]における本市の取組コメントに対する法人の受止めと対応									
[令和6(2024)年度取組評価]の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など									

1. 本市施策推進に向けた事業取組 (令和6(2024)年度)									
計画 (Plan)									
実施結果 (Do)									
評価 (Check)									
改善 (Action)									

法人情報									
(1) 経営状況									
収支及び資産の状況(単位:千円)									
年度	収支項目	令和6(2021)年度	令和7(2022)年度	令和8(2023)年度	令和9(2024)年度	令和10(2025)年度	令和11(2026)年度	令和12(2027)年度	令和13(2028)年度
収支	基本収益								
	基本費用(売上原価)								
	基本費用(販売費及び一般管理費)								
	うち減価償却費								
	営業外収益								
資産	営業外費用								
	経常資産								
	税引前当座預金								
	税引後当座預金								
	固定資産								
負債	流動負債								
	固定負債								
	純資産								
	資本金								
	剰余金								
(2) 収支・資産の状況(単位:千円)									
年度	収支項目	令和6(2021)年度	令和7(2022)年度	令和8(2023)年度	令和9(2024)年度	令和10(2025)年度	令和11(2026)年度	令和12(2027)年度	令和13(2028)年度
収支	基本収益								
	基本費用(売上原価)								
	基本費用(販売費及び一般管理費)								
	うち減価償却費								
	営業外収益								
資産	営業外費用								
	経常資産								
	税引前当座預金								
	税引後当座預金								
	固定資産								
本市の財政支出等(単位:千円)									
年度	収支項目	令和6(2021)年度	令和7(2022)年度	令和8(2023)年度	令和9(2024)年度	令和10(2025)年度	令和11(2026)年度	令和12(2027)年度	令和13(2028)年度
収支	基本収益								
	基本費用(売上原価)								
	基本費用(販売費及び一般管理費)								
	うち減価償却費								
	営業外収益								
資産	営業外費用								
	経常資産								
	税引前当座預金								
	税引後当座預金								
	固定資産								
収支に関する指標									
年度	指標	令和6(2021)年度	令和7(2022)年度	令和8(2023)年度	令和9(2024)年度	令和10(2025)年度	令和11(2026)年度	令和12(2027)年度	令和13(2028)年度
収支	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
法人コメント									
年度	コメント	令和6(2021)年度	令和7(2022)年度	令和8(2023)年度	令和9(2024)年度	令和10(2025)年度	令和11(2026)年度	令和12(2027)年度	令和13(2028)年度
収支	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
	活動比率(活動比率/活動比率)								
(2) 収支・資産の状況(令和8年7月1日現在)									
年度	収支項目	令和8(2023)年度	令和9(2024)年度	令和10(2025)年度	令和11(2026)年度	令和12(2027)年度	令和13(2028)年度	令和14(2029)年度	令和15(2030)年度
収支	基本収益								
	基本費用(売上原価)								
	基本費用(販売費及び一般管理費)								
	うち減価償却費								
	営業外収益								
資産	営業外費用								
	経常資産								
	税引前当座預金								
	税引後当座預金								
	固定資産								

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 $\leq$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値
- b. 想定なし
- c. 目標値の下限値の60% $\leq$ 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値の $1/0.6$
- d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から 4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

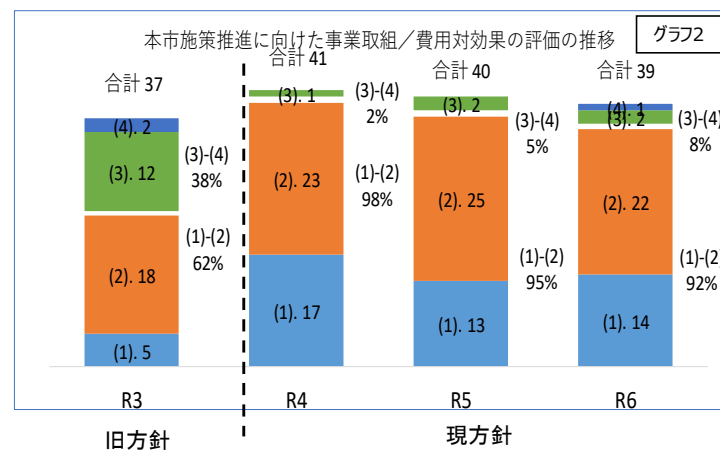
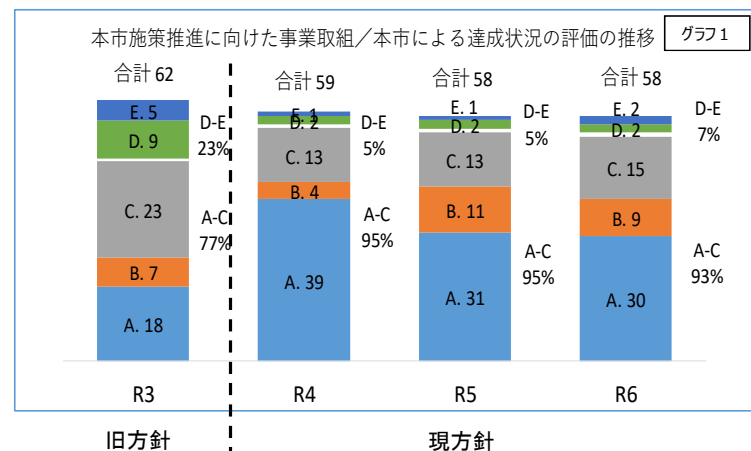
3 令和6年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組（グラフ1）は、24法人で58件の取組（うち39件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約92%と、**令和4年度の目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約7%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約8%と**目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組（グラフ3）においては、30件の取組があり、**本市による達成状況の評価が全て「A、B又はC」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要**です。

・業務・組織に関する取組（グラフ4）については、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と**概ね適正な状況を保持しています**。

・令和6年度については、令和4年度、令和5年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も引き続き、着実な各取組の推進が期待されます。一方で、**法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要**である。



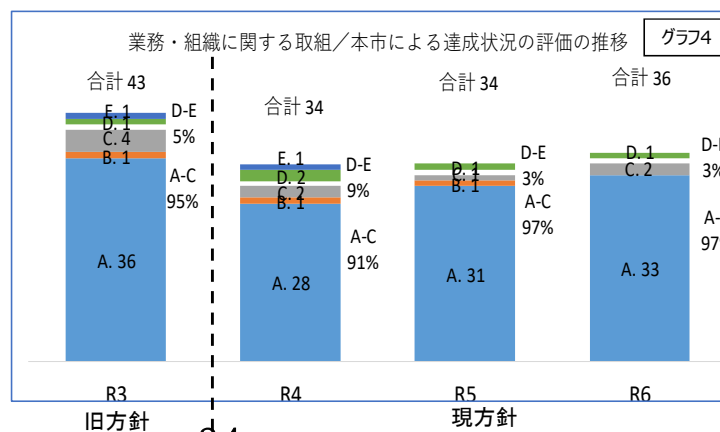
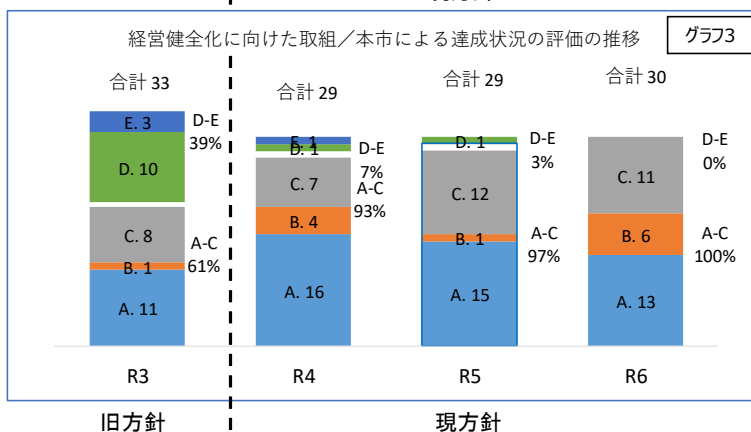
＜本市による達成状況の評価区分＞

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

＜費用対効果の評価区分＞

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

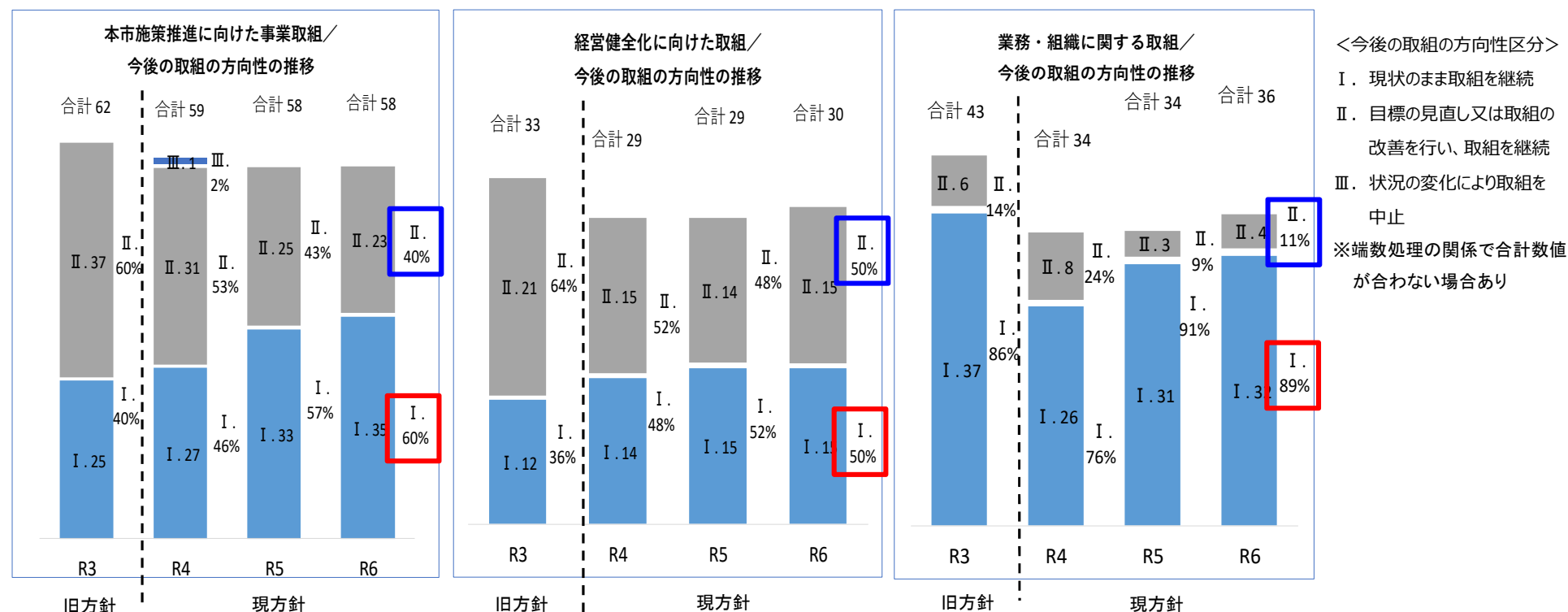


令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和6年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約60%、50%、89%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ・各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約40%、50%、11%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。**
- ・ただし、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和6年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

※今回の評価において、川崎市生涯学習財団の「寺子屋先生養成事業」については、入札により事業の受託ができなかったことから、本事業のみ取組評価の対象外。



令和 7 年 8 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 6 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 7 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 6 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和 6 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 7 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和6年度を取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく3年目の評価となるものであり、評価全般に対し、この間の物価の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計124の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した124の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

（1）取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 92% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 8% と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が全て「A、B 又は C」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要な状況である。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な

状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和6年度は、令和4年度、令和5年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、一方で、法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要と考える。

(2) 審議内容

ア 社会経済状況の変化による各事業・取組への影響について

＜本委員会の意見＞

物価やエネルギー価格の上昇、人手不足などの社会経済状況の変化により、出資法人の各事業・取組においても大きな影響が発生している中、経費の上昇に対して適切な対応を実施していくとともに、深刻化する人材確保の課題についても、広域的な視点や関係機関・行政との連携による対応の検討など、将来の持続的な取組を見据え、知恵を絞って対応していくことが必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施しており、目標未達成となった課題のある取組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、社会経済状況の変化等に伴う新たな対応については、市と法人が緊密に連携し、人材の確保・育成に向けた具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が

必要と考える。

イ 出資法人における経営改革等の共有について

<本委員会の意見>

出資法人の経営にあたって、各法人における制度や分野、公共性と民間でのマーケットビリティの違いなどはあるものの、民間企業での経験やノウハウを各法人の経営改革やマネジメントに共有していくなど、法人間での好事例の横展開を行うことは必要であると考えます。

<市の見解>

本市の出資法人の形態は、公益財団法人から株式会社、一般財団法人、個別法に基づく法人とあり、設立目的や期待される役割・ミッション、また抱えている課題も法人ごとに様々な状況にあるものの、本市としては、出資法人の「自主的・自立的な経営」、「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえつつ、法人運営の最適化や本市の施策の推進に向けた取組、ガバナンスの確保等に関する指導・調整とともに、法人の様々な取組事例や課題に関して共有化を図ることは、効率的・効果的な施策推進に寄与することから、様々な形での共有化の取組を実施していくことは重要であると考えます。

ウ 出資法人の存続意義等について

<本委員会の意見>

出資法人の「効率化・経営健全化」と市との「連携・活用」を図るため、毎年度、PDCAサイクルを着実に実施し、経営健全化の取組を適切に行っていくことは引き続き必要であるものの、法人の経営状況（指標）が「目標未達であること」のみをもって法人の存続意義を議論するのではなく、法人の設立目的やミッションが現在の社会経済状況に適切に対応できて

いるかなどの観点をもって、検討、確認していくことが重要と考える。

＜市の見解＞

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

令和８年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存続意義等も含めて検討するとともに、取組の評価を行える指標等を改めて検討し設定する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
かわさき市民活動センターの市民活動推進事業について	・指標1「施設利用者数」について、目標値と実績値の乖離が毎年大きい。目標値はコロナ禍前の状況を考慮して設定しているとのことだが、法人コメントでは「コロナの影響もなくなりつつある中」とあるが、その状況下で実績値が伸び悩んでいることについて、原因の深堀りが必要ではないか。	・実績値が目標値に達しなかった理由としては、コロナ禍をきっかけに、コロナ禍前から施設を利用していた団体が活動を止めたり、オンライン利用に切り替えたことなどが主な理由の一つと考えています。このような状況を踏まえ、令和7年度については、事前の登録制の廃止、レイアウトの変更、中高生が使いたくなるフリースペースにするためのアイデア検討会を行うなど、これまで以上に市民が利用しやすく、魅力のある施設にすることにより利用者数を向上させる取組を実施しております。今後も改善を重ねながら、利用者数の増加に向けた取組を実施します。
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	・指標3の通行者数の目標値の変更は、事業の進捗に合わせた上方修正ということによいか。	・通行者数の目標値の変更について、来街を誘引する立ち寄りやすい雑貨店を誘致した他、新アゼリアカードの発行に伴う10倍ポイントキャンペーンや広場等を利用した短期催事・イベントの開催など、誘引施策の展開による取組の進捗を踏まえ、直近4年で最高値である令和6年度実績値を令和7年度の目標値とするものです。

	・指標 2 の CO2 排出量は逡減化しているが、令和 7 年度の目標値を実績を踏まえ変更（排出量を下げる）したほうがよいのではないか。 ・令和 7 年度の行政サービスコストを増額変更（修正）しているが、その主な理由は何か。令和 6 年度実績程度に収めるなど、企業対応では困難か。	・CO2 排出量について、空調機設定温度等の調整など環境に配慮した施設維持の取り組みを続けており、直近 4 年間の最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値に変更します。 ・行政サービスコストの令和 7 年度の増額について、公共地下歩道の性質と障害者福祉への観点から、アゼリア地下街への点字ブロック設置等に関して、市が財政的負担を行い、アゼリアが整備を行うことから、同額分変更するものです。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのように考えているのか。	・場内事業者に対する利用料金についても、令和 6 年度中に顧客と交渉を継続し、令和 7 年 4 月から改定するなど、全ての事業者に対する利用料金の値上げを行いました。今後も、電気料金をはじめとする諸物価、人件費等の上昇傾向が継続する場合には、売上高の維持・向上の取組に加えて、サービス提供原価に見合った利用料金の再改定を検討していく必要があると考えています。

川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。	・北部市場の機能更新において、冷蔵設備の主な利用者となる場内の水産卸売・仲卸事業者の構成や、冷蔵保管需要の変化を着実に予測しながら、適度な比率で場外事業者との取引を継続することは、法人の安定的な経営を維持するために必要であると考えています。 ・現在の場外事業者の利用動向を分析する中で、市場内の冷蔵倉庫であっても、周囲に大型冷蔵倉庫がない立地環境を活かして、場外事業者からの需要を獲得することについては、一定のポテンシャルがあると考えており、既存顧客への聞き取りによりニーズの的確な把握に努めるマーケティングの実施など、引き続き、顧客獲得の方法を検討しています。
-----------------------------	---	--

川崎市シルバー人材センターのシルバー人材センター受託事業について	・シルバー人材センターの登録年齢は60歳からということだが、定年の延長や再雇用など60歳以降も必要とされる現在の求人状況を考慮したものとなっているのか。今後の検討が必要ではないか。 ・行政サービスコストが大幅に減少している理由が、事業の効率化等によるものではないと思われるが、今後の見通しについてどのようなになっているのか。	・シルバー人材センターの事業は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められ、第37条において都道府県知事から指定を受けています。高齢法における定年の下限が60歳と定められている現在、全国のシルバー人材センターでは登録年齢は60歳以上とされ、年齢の上限はありません。当センター登録会員の平均年齢は76.8歳と高齢化が進んでおり、高齢化が進む会員に対する就業環境の整備及び就業先の開拓等を進めていく必要があると認識しています。第4期基本計画において、就業の場を確保するだけでなく、就業以外の社会参加や生きがい創出のための活動の場の確保についても検討し、高齢者の多様なニーズに対応できる組織になるよう努めてまいります。 ・行政サービスコストにおける市委託料は、センターにおける委任・請負業務であり、12%の事務費を除いた額は全て就業会員へ支払う配分金となります。令和5年度及び令和6年度では市大型受注の契約終了に伴い、委託料は大きく減少していますが、今後においては、新規受注の開拓等を着実にを行い、企業・公共等の受注拡大を図ってまいりたいと考えます。
---	---	---

川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・同協会の事業対象者は、障害のある方が多いと思われる中で、高齢者や基礎疾患を理由に目標が達成（事業に参加）できなかったとなっているが、それではいつまでも事業が推進されないのではないか。なぜ参加できないのか、またその対応策を深堀りして検討する必要があるのではないか。むしろ、これからを見据えた場合、高齢者や障害者など対象が増える可能性がある中で、きちんとした現状分析が必要ではないか。	・生活訓練等事業は、以前から参加者のうちリピーターの方が占める割合が多く、この方々が高齢化や障害の重度化により外出のハードルが高くなり、本事業への参加が難しくなったことが、参加者数の伸び悩みの主たる要因と考えています。 ・このことを踏まえ、今後の事業推進にあたっては、リピーターや高齢者だけでなく、若い年代など新たな層の獲得が必要であると認識していますので、若い年代も参加しやすい体制や興味をもってもらえる内容などの検討と併せて、他の機関や共催団体とも連携し、新しいアプローチ方法の模索に取り組みたいと考えています。 ・また、生活訓練等事業については、障害別に教室を開催しており、参加者数を伸ばしている教室もあることから、取組の好事例を他の教室開催に横展開を行うなど、参加者増へつながるよう、実施内容の改善に取り組みます。
-----------------------------------	--	--

川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・指標１の生活訓練等事業への参加者数は、実績は横ばいないし減少傾向にあるところ、令和７年度の目標値に変更はないが、現実的に実現可能性はあるのか。 ・指標２のスポーツ大会等への参加者数は、令和６年度目標をクリアしているが、令和５年度実績を下回っている。また、すでに令和７年度目標を上回っていることから、協会の取組み（思惑）と目標・実績が連動していないようにも見受けられるが、どのように考えているのか。	・指標１の生活訓練等事業への参加者数についてですが、令和７年度の目標値が3,800人に対し、直近令和６年度の実績値は1,844人となっています。参加しやすい企画の実施など、多くの方が参加いただけるように取り組んでおり、複数の企画で、令和５年度から参加者数の増加に繋がりました。しかしながら、令和６年度の実績値と令和７年度の目標値の乖離幅から現状では目標値を達成することは難しいと考えており、現状の分析と今後の取組を検討するため、改めて共催団体とともにニーズの把握を行ってまいります。 ・指標２のスポーツ大会等への参加者数についてですが、自由参加のイベントなどにおいては、天候により影響されることもあることから、実績を予見しづらい面があります。 ・令和５年度に対し令和６年度の参加者数が減少している主な理由は、令和５年度の市民祭りにおいては、体験系のブースの出展は本会のみでしたが、令和６年度は、例年どおり複数の出展者があり、参加者が分散したことにより1,600人から1,300人になったと分析しています。
-----------------------------------	---	---

川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業について	・等々力緑地の PFI 事業で失った収入を取り返す手段として、具体的にどのような取組を実施しているのか。また、今後の対応等について、どのように考えているのか。	・令和５年度以降、協会の経営の健全化のための組織体制の構築に向けた検証を行い、市と協会で協議を重ね、事業の見直しと効率化を図りながら、収益確保に向け取組を進めてきました。 ・令和６年度には、駐車場運営の効率化や新規駐車場調査の検討を行うとともに、自動販売機の設置拡充の推進、キッチンカーなどの活用と拡充などを進め、また、緑関係施設の指定管理事業の受注、持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託のプロポーザルへの応募にも積極的に取り組み、みどりの専門知識を有した新規プロパー職員２名を採用するなど、効率的な組織体制を整備しながら事業拡充を図ってまいりました。 ・一方で、現状も赤字経営が続いている状況を踏まえ、収益のさらなる確保に向けて、今後の対応として、プロポーザルへの応募のほか、川崎市 PPP プラットフォームセミナーの参加を通じて情報収集と職員のスキルアップを図り、新規事業獲得に努めるとともに、新規駐車場の調査や自動販売機の設置に向けた各区地域への営業を実施するなど、持続可能な協会運営を目指してまいります。 ・なお、令和６年度に開催された全国都市緑化かわさきフェアのレガシーとなるグリーンコミュニティの形成における重要な中間
---------------------------------	--	---

		支援事業者としての参入を目指しており、これまで協会が培ってきた地域住民や市民ボランティアとの信頼関係は、グリーンコミュニティの形成における大きな財産であることから、こういった強みを生かし、新たな収益の確保に向けても取組を進めてまいります。
川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・目標と実績の乖離が大きい中で、目標値、また目標値の設定についてどのように考えているのか。 ・しっかりとした原因分析を行ったうえではあるが、出資法人の連携・活用という観点では、到底達成できない目標を追い続けることは現実的ではないのであれば、例えば次期方針の検討にあたっては、法人がマネジメントできる指標を設定するということも必要なのではないか。 ・また、市として 20 万 TEU を目標と掲げるのであれば、達成に向けたロードマップはきちんと考えていく必要がある。	・目標値の設定については、コンテナ取扱貨物量が令和 2 年度までの間、10 年連続で増加し、同年度には過去最高の 16 万 TEU を記録したため、令和 4 年度以降、毎年 1 万 TEU 増加させることで、官民目標である令和 7 年度までに 20 万 TEU の目標を達成するという考え方によるものです。一方で、令和 3 年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量は令和 5 年度まで減少しています。令和 6 年度においては、対前年度比で貨物量が僅かに増加に転じていますので、過去最高の取扱量であった 16 万 TEU の水準まで貨物量を回復させ、さらに官民目標である令和 11 年度までに貨物量 20 万 TEU の達成に向け、引き続き官民一体となってポートセールス等に取り組む必要がある点に変わりがないことから、現方針期間中において、目標値の修正は行わないこととします。

		・一方で、社会状況の変化に拠るところが大きいものの、目標値と実績値の乖離が著しい状況が続いている状況を踏まえ、次期方針の策定に向けて、法人がマネジメントできるような指標設定について検討を進めます。 ・また、コンテナ取扱貨物量 20 万 TEU の目標は、市が単独で掲げるものではなく、官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会において掲げているものです。ポートセールスの活動方針については、同協議会において各年度で国内外のターゲット・エリアを選定し計画的にポートセールス活動を行っています。目標達成に向けて、まずは、協議会の方針に沿ってポートセールス活動を推進し、過去最高の取扱貨物量となった令和 2 年の水準までに回復させるとともに、令和 6 年度からのコンテナ貨物補助制度のトライアル事業の新設、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町線の完成予定などを好要因として、川崎港の利便性等が向上することを PR し、更なる貨物量増加のため、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでいきます。
--	--	--

川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・「世界的なサプライチェーンの混乱や、中東地域の情勢等の影響を受け」など目標未達の理由について、世界経済状況等の外的な要因との記載があるが、こうした外的要因が収まれば「コンテナ取扱貨物量」は回復すると考えているのか。また、法人としてできることを着実にやっていく必要もあると考えるが、ポートセールスも含めどのようなことに取り組めるのか。	・令和３年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量が令和５年度まで減少していたところですが、川崎港の利便性をＰＲすべく、官民で連携したポートセールス活動を継続的にを行い、令和６年度は貨物量が対前年度比で僅かに増加に転じたところです。なお、新型コロナウイルス感染症がもたらした船社による航路スケジュールの調整や貨物量の多い港湾への貨物の集約化の影響等は、貨物量減少の要因となった新型コロナ感染症が収束した後も、一度定着した輸送ルートを改めて川崎港揚げに戻すことは容易ではありません。 ・これまでの継続的なポートセールス活動において、川崎港の利便性をＰＲしてきた中で、その成果として、令和７年６月には川崎港と釜山港を結ぶ新たなコンテナ定期航路が開設されたところであり、今後、釜山港経由で北米や欧州をはじめとする世界の主要港と川崎港が結ばれることから、これまで獲得ができなかった新たな荷主の獲得が見込まれます。 ・そのほか、貨物量増加につながる動きとしては、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町
-------------------------------------	--	--

		線の完成予定などがあり、これらを好要因として、川崎港の利便性等が向上することをPRし、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでまいります。
川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 ・昨今重要性が増している防災関係KPIの目標が軒並み未達。目標は適正であったのか。 ・地震体験の入札不調等とはどのようなも	・指標1の「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」について、コロナ禍などの社会変容があったことから、他者との身体的接触に対する市民の心理的負担の増加などが未達要因の一つとして想定できますが、その他にも様々な要因が影響している可能性も考えられますので、実施割合の向上に向けては、まず、市民救命士等を1人でも多く養成していくことが重要であると認識しています。 ・指標2の「市民救命士等の養成者数」については、令和3年度から指標としており、公社への業務委託前の実績値（各消防署8署で同事業を実施していた際の養成者数）等を踏まえて目標値を設定しましたが、事業に携わる人員がはるかに多い状況においての実績値でしたので、現状の消防指導公社の体制に照らすと、目標値としては高い設定であったと認識しています。 ・一方で、両指標ともに、目標未達が続いているものの、令和4年度から実績値は毎年増加していることを踏まえ、引き続き多様

	のか。その原因分析はできているのか。 ・財務的にはまだ問題は大きくはないが、それよりも活動目標を目指すだけの経営資源が投入できていないのではないか。	な市民ニーズに応えられるよう、効率的・効果的な講習の実施形式等を検討し、市民救命士等の養成に努めるとともに、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定に向けて、適切な目標値設定についても併せて検討したいと考えています。 ・指標３の「地震体験車の利用者数」については、令和４年度及び令和５年度は目標を大きく上回っていましたが、令和６年度は契約時期が遅れたことが影響し、令和６年度は目標未達になったものと考えています。なお、令和７年度は４月から契約しており、目標は達成できるものと考えており、目標は適正であると認識しています。 ・上記契約時期の遅れの詳細としては、地震体験車の派遣を伴う消防訓練委託事業について、前年度までの実績により適切に積算した上で一般競争入札を実施しましたが、予定価格超過のため不調となったものです。なお、入札不調となった原因につきましては、入札事業者の人件費増加等によるものと分析しています。当該事業については平成２７年度から一般競争入札を実施していますが、令和６年度においては、当初入札参加意志を表明した事業者が、公社以外にも１社あったものの、同社については人員確保が困難であるという理由で、入札直前に辞退したことから、仕様
--	--	---

		書に定める人員配置等に対応できる業者が公社以外に存在しないため、随意契約締結について検討し、令和6年9月、契約締結に至っています。令和7年度につきましては4月から随意契約方式により契約を締結しています。 ・消防指導公社の人員確保についてですが、人員が確保できないことにより事業自体の実施も危ぶまれてくると認識していますので、人材確保、人材流出防止も含め、経営改善に向け、公益目的事業としての適正収支の確保、収益性の向上、職員の処遇改善について市と公社で連携し、取り組みます。 ・経営資源については、御指摘のとおり、目標を達成するための人員が足りず、人員確保及び人材流出防止について課題であると認識しています。市と公社で連携し、改善できるよう取り組みます。
--	--	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
川崎市文化財団の 自立性の確保につ いて	・法人コメントでは「物価高騰等の社会状況の影響などにより支出が増えた」とあるが、令和5年度取組評価では、人件費や物価高騰のほか、特にミューザ川崎シンフォニーホールの主催事業は円安の影響も受けたとされているが、引き続き影響はあったのか。引き続き影響があった場合には、例えば、海外オーケストラの招聘公演のような取組は、大人数の渡航費・滞在費など為替や物価変動によるリスクが大きいと考えられるが、仲介あっせんを行う事業者などの関係主体とは適切なリスク分担がなされているのか。また、その分担について、見直しの余地があるのか。	・令和6年度に開催した海外オーケストラ2公演についても、前回開催（平成30年度及び令和元年度）と比較すると、委託金額は15～30%程度上昇しており、渡航費等を含む為替レートの影響を受けていると考えます。 ・リスク分担については、オーケストラにより出演料が異なる中で、公演予定の数年前からスケジュール、公演内容の調整等を行っており、高額な出演料を要する著名なオーケストラの公演をはじめとして、この先の社会情勢を見据え、上昇金額を考慮しながら契約限度額を設定し、適正なリスク分担となるよう招聘元と調整し、契約しています。 ・また、現在の契約上、リスク分担については、「不可抗力のため実施不可能になった場合には協議」としていますが、物価変動に関しては、特に明記されていません。しかしながら、社会状況の影響を更に大きく受けると想定される場合については、リスク分担のあり方も含めて、今後も、招聘元とも慎重に協議を重ねていきます。

川崎市文化財団の 自立性の確保につ いて	・指標２「一般正味財産額」の目標未達、 また前年度からの減少（今年度赤字計上） は、収入増を上回る経費増（物価高騰や円 安の影響）によるものということだが、増 収努力は素晴らしいものの、収支改善に向 けて想定している具体的な取組などの方策の 有無を確認したい。	・コロナ禍以降、映画業界の観客は８割程度までしか回復してお らず、指定管理施設のアートセンターも同様の状況となっていま す。劇場はこれまで定期的に劇場を借りていただいた団体が都内 に移転したことなどにより貸館収入が減少しました。令和６年度 は大幅な減収となったことから、令和７年６月に経営改善計画を 策定し、財政の再建、集客及び認知度の向上の３本を柱にすえ、 改善に向けた取組を進めます。具体的には、映像館においては、 これまで休映日としていた月曜日の上映や、劇場の公演や貸館が ない日における、劇場での映画上映などにより増収を図るほか、 演劇の制作に伴う人件費の高騰から可能な限り内製化を図り経費 の削減などの取組を令和７年７月から行うこととしました。 ・音楽ホール等を兼ね備えたミューザ川崎シンフォニーホールに ついては、引き続き、入場料収入及び施設利用料収入等の確保の 他、主催事業等を含む委託費の精査、効果的・効率的な事業執行、 デジタル化等による諸経費の削減等、利用者へのサービス提供や 満足度を妨げない範囲での支出削減に向けて取り組んでいます。
-------------------------------------	---	--

川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・かわさき多摩川マラソンの申込数増加により収入が増加した一方で、物価高騰等の影響により、赤字決算となり正味財産額が減少したということだが、具体的にどの点に物価高騰等の影響があったのか。マラソン参加料の改定も含めて、法人全体の収益構造の改善に向けた取組を検討すべきと考えるが、具体的な取組イメージがあるか確認したい。	・物価高騰等の影響としては、各種事業の実施に伴う、消耗品費・委託費・雑費などが増加したこともあり、赤字決算となったところでは。 ・収益構造の改善に向けた取組として、現在指定管理を受けている施設について継続して指定が受けられるよう、代表企業・構成企業と連携し取り組むとともに、市内の団体・企業等に新たな賛助会員・寄付金等を獲得するための引き続きの働きかけや、令和7年度から一部教室・イベント参加料の値上げを実施します。 ・なお、かわさき多摩川マラソンの参加料について、令和6年度は参加者の増加もあり事業単体で収支均衡したため、改定は見送りました。
川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・大きな赤字計上ではないが、目標は未達とのこと。スポーツ教室値上げや参加料の改定等増収努力の跡は見られるが、事業性を確保するのは難しいのではないか。収支改善に向けての今後の見通しについて確認したい。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのよ	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P10掲載）

	うに考えているのか。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P 11 掲載）
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	・民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったとのことだが、	・民間事業者への電力供給については、事業拡大期である令和 9 年度からの実施を予定していましたが、市内の事業者から電力を供給できないか数多くの相談を受けたことから、今後の事業拡大

	想定していなかった事項なのか、要因発生の理由と今後の見込みについてどのように考えているのか。 ・未来エネルギーの取組としては、パートナー事業者との事業だけでなく、広く市域に再エネを普及していく事業が必要と考えているが今後の取組はどのように展開されていくのか。	を見据えて、川崎未来エネルギーは民間事業者との協業を開始し、ヤマト運輸等との契約を締結しました。今後についても、市内需要家からの再エネ導入の相談があった場合は、廃棄物発電の調達計画や新しい民間事業者の需要量を精緻にシミュレーションするとともに、必要経費を計上する中でもコストダウンを意識するなどして、収益性を確保していきます。 ・今後、地域への再エネ普及等を促進していくため、民間事業者への再エネ小売電気事業のほか、市内民間施設へのP P Aモデルの導入といった電源開発や、市内の需要家に対するエネルギーマネジメントについて、社会動向や技術動向を踏まえた検討を行っていきます。
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	・指標2の達成は需給管理の適正性を、指標4の目標を大幅クリアは資金計画の精査の的確性を表しているものと思料する。 ・指標1の経常損益、指標3の営業利益比率は、目標と実績の状況を踏まえると、令和7年度目標は現実的に達成可能なのか。その根拠は。	・令和6年度については、余剰電力収入が計画を下回ったことにより営業収益が当初計画より減少したこと及び民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったことにより、経常損益及び営業利益比率は目標値を下回りました。 ・令和7年度については、公共施設への供給量の増やヤマト運輸のほか、新たに、川崎信用金庫の高津支店と梶ヶ谷支店にも電力を供給するなど、小売の需要量が増えたことで、令和7年度の指

		標に達するものと考えています。
川崎未来エナジー の収益性の確保に ついて	・財務的な問題はまだ大した問題ではないと思われるが、この法人の存在意義を鑑みて、市の廃棄物発電以外の再エネ電力調達はどうだったのか（市場内外、市域内外など）。その努力の評価はいかがか。また、その調達単価はどうだったのか。 ・「民間との協議など計画以上の事業を開始したことによる新たな経費」とはどのようなものか。 ・エネルギープラットフォームとして、エネルギーマネジメントの成果はどのようなものか。	・市域への再エネ電力供給量 98.64Gwh のうち、廃棄物発電が 89.06Gwh、市場からの調達が 9.58Gwh となっており、廃棄物発電と市場からの調達で事業運営を行いました。なお、令和 6 年度は相対電源においても、市域内・市域外から電力を調達していません。市場外や市場調達比率について、月毎に需要と供給のバランスを見ながら年間を通じて 10%以内に抑えられたことから、適切に需給管理が行えたと考えています。 ・今後の事業拡大にあたっては、市廃棄物発電のほか、相対電源等の電源調達も見据えた事業運営を図っていきます。なお、不足する電力は市場から調達していますが、市場の約定価格は季節要因などにより変動しますが、令和 6 年度平均は 12.29 円/kWh（JEPX：日本卸電力取引所）であり、想定範囲内であると考えています。 ・民間との協議を開始したことによる新たな経費については、川崎未来エナジーから電力を供給できないか数多くの相談を受け、今後の事業拡大を見据えて、民間事業者との協業を開始したことから、業務量増加に伴う人員の増強や、民間営業費用などが必要となりました。

		・川崎未来エナジーは、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を担うこととなっており、令和6年度については、関係団体の会議や市関係会議への出席、講演等を行い、市域への再エネ普及を目的としたプロジェクト組成に向けて、市内事業者等とのネットワークづくりに努めました。エネルギーマネジメントについては、市内の需要家に対する太陽光発電設備や蓄電池設置の促進等の事例を踏まえ、社会動向や技術動向などを踏まえた検討を行いました。
みぞのくち新都市の財務状況維持について	・事業は長期化しているが、今期は19百万円の赤字とのこと。テナントリーシング能力はあるのか。テナント家賃の値上げは検討されているのか。 ・そもそもの存在意義は薄れていないのか。	・令和6年度は、当初から余剰金を活用した戦略的な設備投資のために50,650千円の赤字予算を組んでいた中で、集客力の高い隣接テナントを拡大することとするなど、お客様ニーズ、消費動向等の適切な分析を今回のリーシングに反映させることによって、増収減益（5,699千円の増収、18,504千円の減益）となり赤字幅を縮小した状況です。ついては、赤字理由はリーシング（売上高）によるものではなく、丸井のノウハウも活用しながら適切にリーシングが実施されています。テナントの更新時において、運営状況等を踏まえ、賃料を含めた協議を行っております。なお、当面の投資期間の終了目途となる令和12（2030）年度以降は黒字化される見通しであり、その間も、毎年、投資計画のローリングを行

		うなど、適切に収支バランスをコントロールしていきます。 ・法人の運営にあたっては、川崎市・地元権利者・丸井の三社の総意を運営の基本としています。健全なテナントの選定や賃料の徴収、権利者で組織する共有者組合との調整などを行いながら、単なる利益追求ではなく、キーテナントである丸井と再開発以前から溝口で商売をされ、再開発ビルに出店された方、地元の再開発権利者などとの間に立ち、事業の継続性と中立性を維持するなどの役割を期待されています。現に、地域貢献事業として各種イベントの実施や、市の施策に準じた環境対策にも積極的に取り組んでおり、本市としても、今後も引き続き、溝口駅周辺の地域の活性化に向け一定の関与が必要と考えています。
川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・P F I 事業に伴い失った収入を取り返す手段として、新たな指定管理の受託や自販機設置等の取組を進めていると思われるが、なくなった収入を取り返すだけの工夫として充分と考えられるのか。この間の取組として検討されてきている事項はどのようなものがあるのか。	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業」における市の見解と同様になります（P 15、16 掲載）。

川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様になります（P 19～21 掲載）。
川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・経常収支比率は目標未達で正味財産も逓減しており、経営状態に課題があると考えられるが、改善に向けて、原因分析、今後の見通し、また具体的な方策をどのように考えているか確認したい。	・東京湾アクアラインの消防活動に係る車両及び資機材の保守管理業務については協定満了である 2037 年までの契約金を一括受領しており、取り崩していることから、正味財産の逓減については想定しているところです。しかしながら管理部門に係る経費に対する収入が不足していることや昨今の物価高騰による経常費用増加により経常収支比率は 100%を下回っており、経営状況は依然として厳しい状況と言わざるを得ません。 ・公社が実施する事業はいずれも市民ニーズが高いと認識してい

		ますので、必要な人員の確保と併せ、管理の効率化による経費見直しや物価上昇に応じた収入増加の取組等により、経営改善に繋がっていきたいと考えており、市と公社で連携し、改善できるよう取り組んでいきます。
--	--	---

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
- 意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 学部長・教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部 学部長・教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 国際 PPP 研究所 リサーチパートナー 千葉商科大学 総合政策学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

・第1回委員会

令和7年6月30日(月) 川崎市役所本庁舎3階302会議室

・第2回委員会

令和7年7月28日(月) 川崎市役所本庁舎2階204会議室

WEB併用会議にて開催